

維新时期「宮中三殿」成立史の一考察

——每朝御拝「石灰壇」祭祀の終焉として——

石野浩司

はじめに

筆者は、かねて石灰壇「每朝御拝」について、その成立事情および沿革について考察した⁽¹⁾。これを受けて本稿では、石灰壇祭祀の終焉過程を検証する。平安朝以来の内侍所「温明殿」⁽²⁾を中核として維新时期に漸次統合された所謂「宮中三殿」の成立史の側面から、天皇祭祀「每朝御拝」の改制について以下、管見を述べさせて頂こう。

(一) 近世復古内裏「石灰壇」における幕末期「每朝御拝」の意義

近世復古清涼殿の「石灰壇」再興

明治維新の萌芽は、光格天皇朝⁽³⁾をもって一画期と考えられる。その理由は、「内裏復古」⁽⁴⁾と、崩後の「天皇号」復

活⁽⁵⁾である。特に、寛政二年(一七九〇)の内裏復古においては、建武三年(一三三六)「富小路内裏」焼亡から、実に三四年もの廃絶期間を経て、式正「石灰壇」が再興された意義は大きい⁽⁶⁾。およそ王制復古といい、明治維新といい、この優れてノスタルヂックで形而上学的な概念は、かならず復古内裏のごとき形而下の視覚的「朝廷」空間の再現⁽⁷⁾によって、自覚的に体得された性格が強いものと思われる。かくて、幕末、復古内裏にあつて未曾有の権威をおびた御存在が孝明天皇であつたが、ここに顕現化する「石灰壇」祭祀には次の具体例を示そう。

孝明天皇の「每朝御拝」——神宮宸筆宣命「御封儀」を一例として——

幕末期「每朝御拝」の性格を示す好例は、文久元年(一八六二)神宮臨時奉幣である⁽⁸⁾。当度の発遣では、「公卿勅

使」が権大納言広幡(源)忠礼、四姓使は「使王」神祇伯(白川)資訓王⁹⁾、「中臣」神祇大副(伊勢権守)藤波(大中臣)教忠で祭主兼行である。官幣・神宝を御献進、荒祭宮へは金銀の獅子形(木造漆箔彩色の狛犬一对)を奉納すること古儀の如くであった。¹⁰⁾宣命染筆の鄭重を極められた様子は『孝明天皇紀』同年五月四日条に覗える。¹¹⁾

神宮使発遣の当日『同』五月九日条を見るに、恒例の「毎朝御拜」中に「宣命御封」儀が挿入されている意味は重大である。そこで、今その次第を概観する。(原文がない【項目】を頭書して便宜に供す)

今日、辛酉(御祈)発遣、当日也。

【御常御殿にて起床】丑刻半出寝。(中略)宸筆清書總テ具由、奉行言上。(以下略)

【御潔斎】次、湯。

【御改服】次、著服、曳直衣、白衣、単、打袴、畳紙、白檜扇。

【清涼殿へ】裾「宰相典侍、袴計」、宣命文匣入机「別当典侍、袴計」、笏「長橋、単衣」、燭「衛門内侍」、草履「周丸」。

【朝餉間に着御】先、著于朝餉之座、以兒届。

【御手水間にて御手水】次、手水供進、直二長順朝臣、參裾。次、於手水間、手水如し例。

【朝餉間に戻り御封】了而復座。男方退、以兒届。宰相典侍、机文匣持来。次、宣命、封之字認。

【石灰壇出御・毎朝御拜】次、於石灰壇、拜。此処、無手水。裾「別当典侍」、笏「長橋」。

【御常御殿へ還御】了而帰。

【鏡之御拜】鏡拜。「于時、卯半二刻前」。

宸筆宣命「御封」儀は、「毎朝御拜」前段儀礼のうち、御手水の後に朝餉間にて勤仕されている。しかも改めて「御手水」されず石灰壇に出御あつて御拜あそばされること常の如く、「御拜」後の御常御殿「鏡之御拜」も『當時年中行事』に見える近世の次第である。ここに、神宮奉幣使の宣命勅封儀礼が、「毎朝御拜」に組込まれている事実がある。そもそも当度の臨時奉幣の主旨は、その宣命の「辞別」に端的に表明されている。

ことわざ、まをく、
辞別 天 申 久、「御名」闇味 質 乎 以 天 忝 二 帝 位 一。
ひへつれ すめおほまかつの乃ふかき 支 御護利、厚 御恤 依 天 奈利。
偏 是、皇 太 神 深 御護利、厚 御恤 依 天 奈利。
しかるに、留 尔、世 巴、及 二 澆 季 一 比、帝 道 爰 漸 衰、
かつはあつかうれなる 布 留 事、仁 奈 乎、し かのみならず、
每 恐 每 愁、事 加 之、近 年 醜 類 神 州、
けがせるは、世 留 者、是 又 菲 德 尔、依 氏 奈 良 乎、此 禍 乎、か ぜ 乃
くもを、あらし志、あめの乃、あつちが加こと、千里乃、はだに、攘 給 比、
雲 乎、散 乎、雨 塵 洗 如 久、千 里 乃、外 攘 給 比、
しかいの乃、中 乎、滌 給、幸 古 止 波、只 憑 二 靈 威 一、仰
四 海 中 乎、滌 給、たれたまひ、乃、さかえまほし、万 佐 幸 古 止、
願 ねがはくは、久 波、早 垂 二 冥 助 一、天 日 嗣 隆、

天あめつちととも 壤とこ 与よ 無な 窮きゆう 久く、常磐とこはにかきはに 堅磐かたはに、夜守よりのまもり 日守ひのまもり 尔に 護まも
幸さいは 給たまはと 陪止かこみ、恐おそ 美み 恐おそ、美毛まほ 申まを 天あめ 申まを 久く。

すなわち「近年、醜類の神州を汚せる」を「千里の外に攘ひ給」えとは所謂「攘夷」の祈願、結語は「夜守日守」以下の定型句である。ここに揚げていない宣命本文、つまり「辞別」直前には見慣れた語句が並んでいる。

朝廷再興、…宝祚長久、国家静謐、…諸願円満…

これらは、『伯家部類』等に見える「每朝御拝」祝詞と一致する。つまり、この神宮臨時奉幣「宣命」は、「每朝御拝」祝詞を基本に攘夷「辞別」を追加した構成からなる。こう見れば、ことさらに「每朝御拝」の前段諸儀の最後に「宣命勅封」儀が組込まれている次第も、実に合理的に理解される。つまり、神宮臨時奉幣の趣旨をも包含する形で、天皇祭祀「每朝御拝」が、叡慮の表明手段としての機能を獲得している姿態が跡付けられるのである。

孝明天皇の庭上「御日拝所」

安政度造営のあと、孝明天皇のご希望をいれて「御書見の間」として御常御殿の北側に増築されたのが「迎春閣」で、南間十畳と北間五畳半の二室からなる簡素な御座敷である。その東縁の沓脱石を下りると、庭中に飛石が配されて三方に分岐しており、北路は御涼所の龍泉の御庭へ、南

路は御常御殿の北縁に到る。その中路を東行すれば御庭の少しく盛り上がった苔地に白玉石が円座の如く並べてあり、これを「御日拝所」と称する。いつしか清涼殿「石灰壇」に准じて、天子が神宮などを御遙拝された御座であると言(13)。この庭上「拝所」の舗設されたのは、まさに宸筆宣命を以て神宮に攘夷祈願をあそばされた、その時期に一致する。

元来、清涼殿「石灰壇」は、宸居の御床高まで地面を築き上げたもので、ここをもって「庭上下御」に擬して拝礼をなしたまう祭祀施設である。やがて清涼殿から宸居が分離されるにつれ、宇多朝「毎日整服、盥漱拝神」の明快性は喪失されて冗長に墮するむきもあつた。まさに、孝明天皇が「每朝御拝」を勤仕された「石灰壇」は復古清涼殿の直中にあり、宸儀には奥深い御常御殿から御引直衣に緋長袴を曳かれ、女官らに扶助されつつ御拝道御廊下に玉歩を進めたまい、ようやく石灰壇に出御あつて御拝あらせられるのであつた(14)。

国家危急の時節に虚儀を厭われたものであろうか、孝明天皇には御常御所の庭上に「御日拝所」を造作せしめ拝所とされた。一方で、宣命御封儀を検証したごとく「石灰壇」祭祀も厳修されており、「御日拝所」の性格は所謂「臨時御拝」に准じた御拝礼の一種と考えられる。しかし、

いかに孝明天皇の御自行とはいえ、庭上に御拝座を設えるほどに¹⁶⁾、「石灰壇」の實質は鋭く問われていたと言えよう。

(二)「宮中三殿」成立にいたる思想的背景

国学者の命題 —— 祭政一致と「同床共殿」 ——

明治維新の掲げた要諦に「祭政一致」がある。思想的には垂加神道に始まるが、山崎闇斎の祭政観は『神皇正統記』を出ず、玉木葦斎『中臣祓極秘安心之口傳』にしても「神皇一体」という理念的に留まるものであった。明確な政治形態としては、前期水戸学を経て会沢正志斎『新論』に顕著となる。また、水戸学と並行して「祭政一致」を主張したものに平田派国学があり、平田篤胤『玉禰』をはじめ、六人部は香や矢野玄道の活動は現実の神祇官構想へと政治運動化してゆく。ところが、実際に維新政府の神祇行政を担当したのは彼等ではなく、長州を後盾とした津和野藩主従であったところに、その後の「祭政一致」施策のあり方が大きく左右されることになる。¹⁷⁾

大國隆正の思想的影響下にあった津和野派にとって、「祭政一致」論は天皇親祭を大前提としたから、もともと律令祭祀の復古にすぎない「神祇官」再興には冷淡であった。いきおい、「祭政一致」は、はるかに令制を超越して

「神武創業」を標榜し、ここに神器の「同床共殿」回復という究極的の難題を惹起することになる遠因があった。

神祇官再興と、その顛末

祭政一致の具現としての「神祇官」再興は、平田派国学者らの悲願であった。¹⁹⁾ 慶応四年（一八六八）、鳥羽伏見戦に辛勝した維新政府によって、「三職七課」の七課筆頭に「神祇事務局」の設置されたのが正月十七日であった。ところが、二月三日には総裁局と「七事務局」に改編され、しかも平田派が転出、かわって実権を握ったのが津和野派である。²⁰⁾ ついで閏四月十七日の太政官設置にともない、この神祇事務局が「神祇官」に昇格する。

翌明治二年（一八六九）六月二十八日には、東京の「神祇官」に行幸をおおぎ、神祇官八神・天神地祇・歴代々皇霊を天皇が親祭された。いまだ神祇官に神殿は整わず祭式は仮殿降神形式ではあったが、ともかく行幸・親祭にこだわった点に津和野派の面目がある。同年六月の版籍奉還をへた七月八日の官制改革により、太政官六省から独立して「神祇官」再興が完結した時、その権柄は神祇少副・福羽美静に掌握されていた。やがて「神祇官」神殿は解消され奉斎神は宮中へ動座されるが、これも美静の思想上における既定路線であったと言えよう。

「八神殿」の処遇

明治再興「神祇官」の神殿構想については、具体的方策として令制神祇官の象徴として「八神殿」に遺跡を求める他なく、ここに白川伯家や吉田神祇長上家から所謂「八神殿」を徹底的に収公した理由がある⁽²²⁾。

神祇官「八神殿」については、平安宮大内裏の衰退とともに殿舎が廃絶して久しいが、この衰退期に代わって登場するのが吉田家齋場所である。大極殿院の廃絶をうけて幣使発遣儀礼に用いられてきた神祇官庁には、実質的に終末期律令祭祀が集約されていたのであるが、その祭祀権能が八神殿とともに吉田齋場に移転されたものと看做された⁽²³⁾。一方では、禁裏の東側、内侍所「日御門」の向かいには白川伯家「八神殿」も存在した⁽²⁴⁾。事実上、鎮魂祭には白川伯家「八神殿」が用いられ、官幣発遣の神祇官代としては吉田齋場、「新嘗御祈」には吉田邸内「宗源殿」が使用され⁽²⁵⁾、これらが混用されたまま明治維新に到っていたのである⁽²⁶⁾。

「宮中三殿」への収斂

明治二年（一八六九）再東幸の「内侍所」動座より、賢所には「神鏡」のみが奉斎されていた⁽²⁷⁾。そこへ明治四年七月八日、神祇官が「神祇省」として太政官班下に降格され

るや、九月三十日「皇霊」が奉遷されて賢所御同座となり（同月十四日詔勅）、ここに神器と歴代天皇霊という形而上学的「同床共殿」が理念上の実現を果たした。

神祇少副・美静の下令によって、神祇権大史・小中村清矩と宣教権中博士・木村正辞の二人は『内侍所叢説』全四巻を編集、明治四年（一八七二）二月に成稿している。何らかの「同床共殿」回復が緊急課題であった当時、これは賢所「宮中三殿」構想を視野にいたれた旧典儀礼調査であったと思われる⁽²⁸⁾。やがて翌年の明治五年（一八七二）三月十四日「神祇省」廃止にともなって、新制「教部省」は四月二日に「八神・天神地祇」二座も宮中に奉遷し、賢所御拝所「砂拝殿」に鎮座せしめた⁽²⁹⁾。神祇官奉斎神の宮中奉遷と、神祇官の完全解消を見届けた福羽美静が、教部省大輔を致仕したのは五月二十四日と速やかである⁽³⁰⁾。かくて漸次的に集約された「賢所」「皇霊」「神殿」の祭祀構想が完璧な整理を遂げるのは、さらに明治六年の西之丸皇居焼亡、赤坂飯御所の試行期間を経た、明治二十一年竣工「宮中三殿」の建築的完結を待つことになる⁽³¹⁾。しかも、その「宮中三殿」構築においては、美静が未解決問題として指摘している懸念なども穏便な解決が図られている⁽³²⁾。

東京寛都、その祭祀上の問題点

周知のとおり、福羽美静は、津和野藩主・亀井茲監の右腕として頭角をあらわし、維新时期神祇官行政に辣腕をふるった。津和野藩校「養老館」に教えた岡熊臣は、垂加・真淵・宣長を学び、大國隆正を介して平田篤胤に入門しており、津和野の藩風は復古神道一色であった。はじめ藩校の漢学部塾生であった藩士・福羽美静は、生命によつて国学部に移籍して両者の薫陶をうけ、隆正の門下生達とともに幕末に奮闘した勤皇志士である。維新政府に主従で出仕して、のち旧藩主・亀井茲監の神祇官副知事職を、この福羽美静が引継いだのである。五箇条御誓文・明治天皇即位式・神宮御親拝・賢所御体裁など、彼の翼賛に預からぬこととはないとされる。

ただし、革命指導者としての大國隆正の虚像と、その配下で奔走した志士としての美静という構図は、再考の必要がある。⁽³⁴⁾ 隆正は「天皇〓総帝論」を持論とした一種の現状肯定的な幕府擁護派であった事実があり、門下の美静らと深刻な志向対立にあつたらしい。⁽³⁵⁾ ただし、「天皇親祭」の絶対的な価値観は、隆正から美静へと堅持されて、維新时期宮中祭祀の改革に生彩を放つことになるのは事実である。

明治天皇には、明治元年（二八六八）初回の東京行幸を敢行された（『明治天皇紀』⁽³⁶⁾）。九月二十日に京都を御発輦されて東海道を東下、十月十三日には江戸を東京と改名されて東京城（同日付「行政官沙汰」）に御入城あそばされたが、御滞在わず約二ヶ月の十二月八日には東京を發して二十二日京都に還幸された。⁽³⁷⁾ まさに初回の東京行幸は、試行錯誤の機会であつた。⁽³⁸⁾ まず、往路では東海道東下の鹵簿を右折させてまで企図した神宮御親拝が突如中止され、しかも神器を携行されなかつた祭祀的な不備は蔽いようがない。

明治二年三月七日、卯の刻（午前六時頃）、天皇には小御所に出御、半刻の後には紫宸殿に移徙、古儀のままに南階より葱華輦に乗御、内侍所を奉じて建礼門を御出門された。三月十二日には伊勢へ御到着、外宮文殿を行在所として外宮御親拝、ついで内宮文殿を行在所として内宮御親拝を遂げられた。この際「内侍所」の御取扱いについては、外宮側の豊崎文庫の御土蔵に奉安されたまま、内宮へ御同伴されてい⁽⁴⁰⁾ない。かくて、諸般の懸案が整理され決着もしくは具現化されての、この再度の東幸であつた。⁽⁴¹⁾

西之丸「山里社殿」に見る「宮中三殿」の祖型

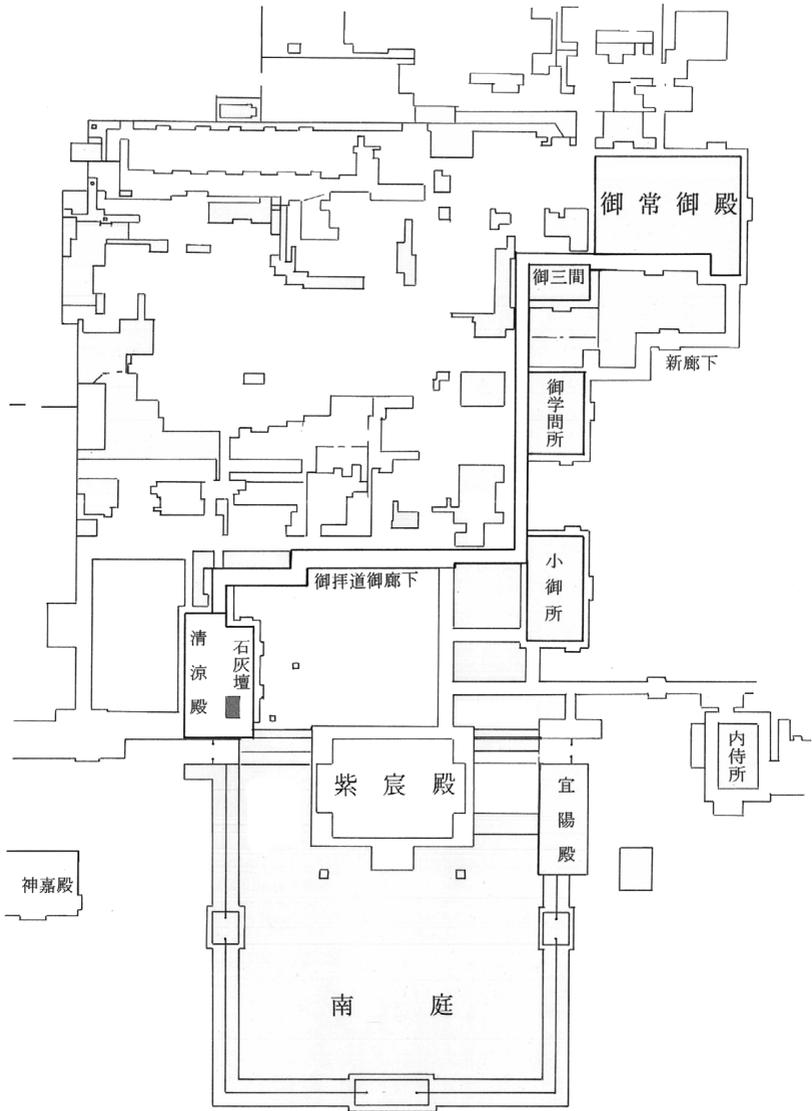
江戸城の西之丸御殿は、前將軍や將軍世嗣のために用意された建築群である。その規模平面と配置は、おおむね本丸御殿を一部簡略化したものであり、⁽⁴²⁾実は明治政府が接収した江戸城とは西之丸御殿のことであった。

奠都にともなう維新期の旧西之丸御殿における宸居化の実態については、これが明治六年（一八七三）五月五日に灰燼に帰した短命性もあって、未詳空白の研究分野であった。ところが最近、⁽⁴³⁾松山恵氏の研究によって、「皇居御造営誌附属図類・下調図」⁽⁴⁴⁾などが紹介され、その宸居化の過程が一部解明されている。

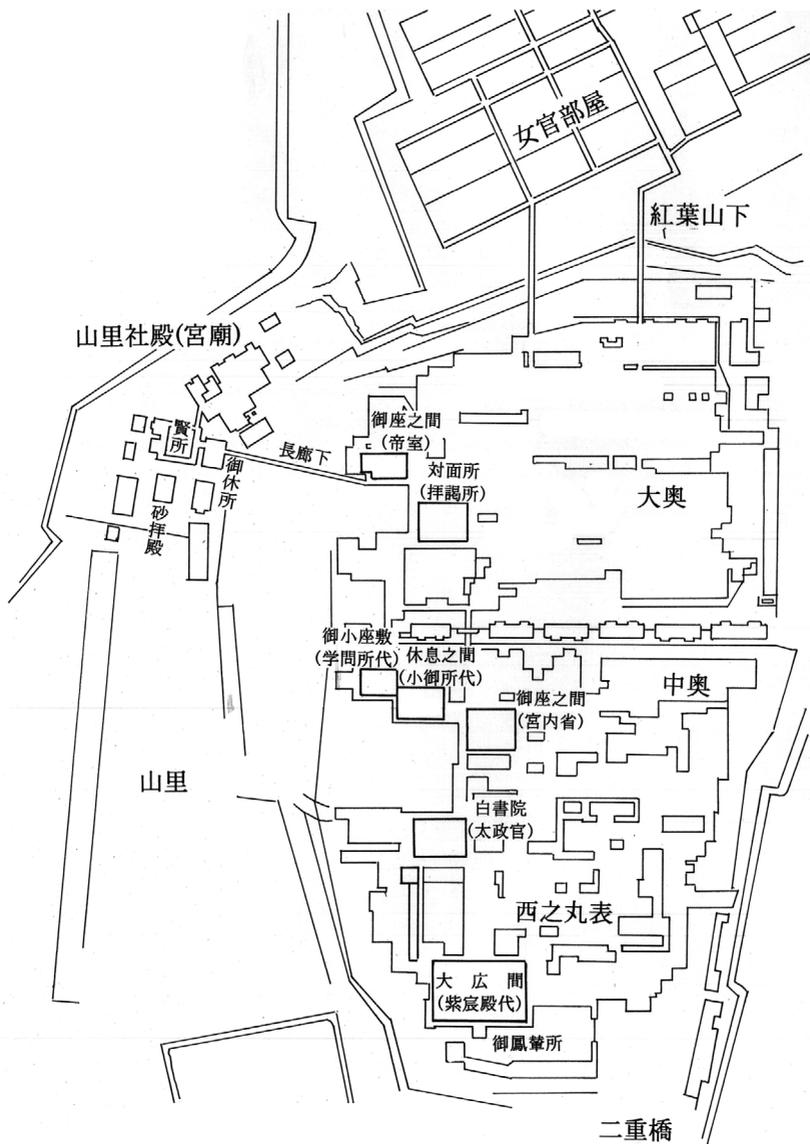
ここで先ず目を引くのは「皇城絵図面」⁽⁴⁵⁾において、西之丸大広間の入側縁正面に附加された木階「御鳳輦所」である。その有職的な使用目的に鑑みれば、これこそ紫宸殿南階「木階十八級」の代用に他ならない。旧「大広間」をもって「紫宸殿代」に擬するための改作として、まさに宸居化の実態を見る好例と言えよう。⁽⁴⁶⁾実際に、さらに絵図を精査すれば、旧「御休憩所」を「小御所代」に、旧「中奥御小座敷」を「御学問所」にと、御常御殿方面の諸殿舎についても代用充當がなされており、同じく西之丸御殿の徹底した宸居化の実態を覗うことが可能である。ところが、

旧「白書院」や旧「御座之間」などが太政官や宮内省の官衙に充當される反面、本来この辺りに位置すべき「清涼殿代」が洩れ落ちているのは何故であろうか。

そこで、明治二年三月二十八日付「皇城図」を注目するに、西之丸の奥「山里」を占地して社殿群が確認される。これは先の内侍所御動座なき明治元年初回東幸時の「行宮図」には見られぬもので、『明治天皇紀』同日条に「内侍所は山里の社殿に渡御あらせらる」と記載される「社殿」に相当する。「賢所」を中心に、その前庭には「砂拝殿」、後方には祭祀関連施設を擁した建築群は「山背宮廟」とも称された。注目すべきことに、新たな賢所「主上休所」から常御所空間（旧対面所「拜謁所」・旧大奥御座之間）へは「御長廊下」で結ばれている。これには、京都御所における御常御殿から清涼殿「石灰壇」へ到る「御拝道御廊下」が比較重複して見えてくる。すると、西之丸表にひとり「清涼殿代」の見えぬ謎が容易に解明される。つまり、この維新时期「賢所」には、祭祀空間として精鋭化された「清涼殿」の実態が、反映され包含されている可能性がある。実際に、**【図版①安政度内裏図】**御拝道御廊下と、**【図版②旧西之丸皇居】**長廊下を、各々略図において比較されたい。



【図版①安政度内裏図】



【図版②旧西之丸皇居】

神宮・賢所の同一化

維新期祭祀改革の眼目「賢所御体裁」の一大画期は、明治四年九月十七日の賢所「神嘗祭当日祭」における天皇親祭にある。対して翌明治五年十一月二十三日には神宮へ遣使、宮中新嘗祭当日祭すなわち神宮「新嘗祭」が創祀される。この一連の祭典創祀には重大な意味があるのであって、維新时期「賢所」改革と明治四年神宮御改正(47)とは連動した施策であったと看做される。ここに、たがいに独自の伝統を超越して、その祭祀の一体化が企図されたのである。かくて、神武創業を夢見た人々の等しく希求した神器の「同床共殿」という難題が、最も穩便(48)な思想をもつて祭祀的結実を見出したと言えるのである。

神器「同床共殿」の方策の下、新制「賢所」には、かつての宸居「清涼殿」を包含した性質が求められた。「清涼殿」東庭の御拝が、賢所「神嘉殿」(49)南庭に会場を移しているのなども、清涼殿の機能の賢所への吸収をあわらす一証左である。「砂拝殿」についても、あるいは「石灰壇」や「御日拝所」の反映されている可能性を指摘しておきたい。しかも、「賢所」「神宮」の祭祀的一体化が実現されたのと同様に、明治四年十一月には「石灰壇」祭祀を發展の解消する方向で、賢所に参向する形式の「毎朝御代

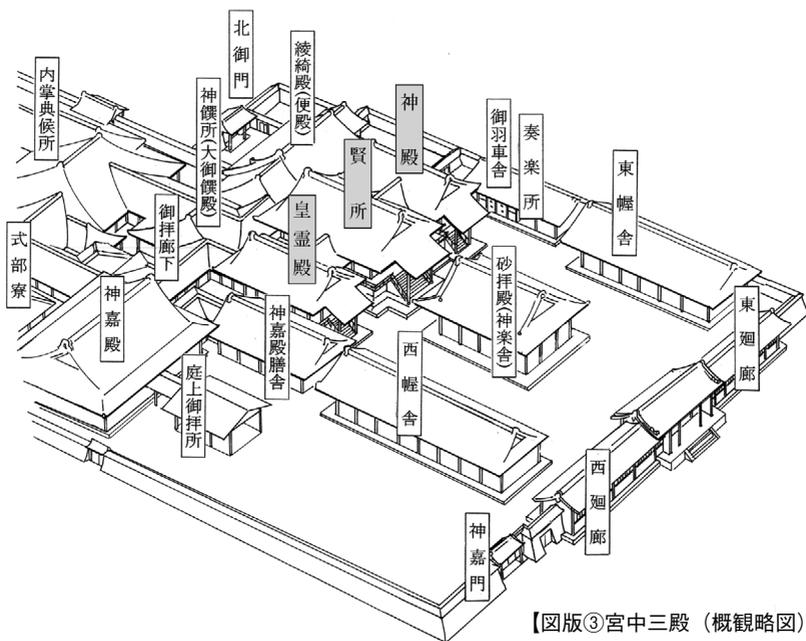
拝」制に移行されているのである。

「毎朝御代拝」の制定

明治天皇には、明治元年一月十五日に御元服されるや、翌月二月五日には定式どおり神祇伯資訓王から「御拝伝授」を受けておられる。(50)九日の「御拝始儀」以降、近世の例によれば同日に内侍所御拝、毎朝御拝を開始されるから、安政再建の清涼殿「石灰壇」にて毎朝御拝を齎行されたものと拝察される。東幸の後は旧西之丸の行在所を「石灰壇代」にしつらえることも可能であったが、何故か伯家邸での御代拝が恒例化していたらしい。

その後の「毎朝御拝」停廢の理由については、さまざまな見解がある。(52)ともかく明治四年十一月から「毎朝御拝」の出御は止められて、毎朝に「御代拝」を差遣される方式に転換がなされた。ところが、明治四十一年制定の「皇室祭祀令」には、毎朝御拝は勿論のこと毎朝御代拝の規定もない。ただ御故障の場合、小祭には掌典長もしくは侍従による御代拝の注記が載る。あるいは、実際は「毎朝」御親拝になるところを、故障事例を慣例化しているのが近代「毎朝御代拝」の現状とも理解できるのである。

一方、かつての「神宮」遙拝儀礼が、ここで「賢所」御代参に置換されたことは重大な転換である。御代拝次第は、



【図版③宮中三殿（概観略図）】

潔斎を済ませた侍従により「賢所」そして「皇霊殿」の順に肅行される。⁽⁵⁴⁾つまり、維新时期祭祀改革の基本機軸としての、「神宮」「賢所」の祭祀的同一化にこそ、石灰壇祭祀の終焉すべき本質的な理由があったのである。清涼殿東庭を会場とした「元旦四方拝」が明治以降「宮中三殿」側の神嘉殿前庭に移された事実も、清涼殿「東庭」「石灰壇」等の祭祀所機能が宮中三殿に集約された一証左である。祭政一致「同床共殿」の理念を担うべき新たな「清涼殿Ⅱ宮中三殿」の祖型が造営される槌音を聞きながら、ここに宮中祭祀施設「石灰壇」は使命を終えたわけである。まさか意図的ではあるまいが、宇多天皇「毎朝御拝」創祀の仁和四年（八八八）から、「宮中三殿」竣工の明治二十一年（一八八八）まで、「石灰壇」の命脈は千年にして終焉したのである【図版③宮中三殿（概観略図）】。ちなみに、宮中三殿のうち「神殿」については、毎朝御代拝への追加は昭和三年（一九二八）五月十四日と、ほか二殿に遅れている。⁽⁵⁵⁾

（四）むすびにかえて

維新时期改定「元旦四方拝」に継承された「毎朝御拝」古儀

旧神祇伯家白川邸で代拝されていた「毎朝御拝」は早

晩、家職旧典の全廃という潮流に吞込まれる。かねて懸案の「元旦四方拝」唐色払拭と、ここで両儀式は連動して祭祀改革の標的とされることになる。著者は、「元旦四方拝」との比較をもって「毎朝御拝」成立事情を検証したが、後者の淵源は前者に帰せられるものと結論づけた。⁽³⁶⁾また、江戸期までに元旦に「四方拝」、正月二日から「毎朝御拝」が定例化され、両儀式の等価視が定着していたことも指摘しておいた。⁽³⁷⁾一方、文政年間、仁孝天皇「元旦四方拝」に「神宮・内侍所」追加の事実も紹介されている。⁽³⁸⁾かくて明治五年正月一日を期しての改訂では、「毎朝御拝」次第が横滑的に「元旦四方拝」神道化に採択されたのは、こうした伏線からして自然な流れとであったと言えよう。⁽³⁹⁾しかも、当初案では年頭「御拝始」を想定したというから、「元旦四方拝」改制は「毎朝御拝」の延長線上に解説されるべきものと思われる。⁽⁴⁰⁾さて、「元旦四方拝」新儀の巡拝次第は上段のとおりである。新旧儀および「毎朝御拝」と比較されたい。

【元旦四方拝（新）】 【元旦四方拝（旧）】 【毎朝御拝】
 皇大神宮・豊受大神宮 属星（北斗） 伊勢
 天神地祇【四方】東南西北 天・地・四方 内侍所
 神武天皇陵・先帝陵 先考・先妣（山陵） 石清水
 水川神社 賀茂 賀茂
 賀茂下上神社 春日 春日
 円山八幡宮 日吉 祇園
 熱田神宮 北野 北野
 鹿島神宮 北野 北野
 香取神宮 北野 北野

たしかに、石灰壇祭祀は終焉して「毎朝御代拝」に変更され、親祭は御代拝に降格されたかに見える。しかし以上に見たように、歳旦祭に先立つて齋行される「元旦四方拝」（御拝始）に姿を変えて年頭一度の親祭にあずかっていると解釈される時、ここに「毎朝御拝」の祭祀伝統は断絶なく継承されていると考えることが出来る。大宋御屏風も供物も廃された「元旦四方拝」が、四季御屏風の中で齋行されているとの仄聞も、こうした私見を裏付けるものである。

註

(1) 拙稿「元旦四方拝から見た毎朝御拝の成立」（『神道史

研究』第五卷第一号・平成十九年四月)、「清凉殿石灰壇の来歴」(『藝林』第五六卷第一号・平成十九年四月)、研究ノート「侍中群要に見る清凉殿石灰壇」(『建築史学』第四九号・平成十九年九月)、「宇多天皇朝における北斗信仰について」(『神道史研究』第五五卷第二号・平成十九年一〇月)、「天皇祭祀毎朝御拝の来歴(上中下)」(『皇學館論叢』第四一巻・平成二〇年)

(2) 拙稿「温明殿の成立―内侍所斎齋鏡と璽宮の関係―」(『皇學館大学神道研究所紀要』第二四輯・平成二〇年)

(3) 光格天皇は、閑院宮家から即位、「尊号事件」で幕府と衝突された。朝儀再興に邁進されたことは『寛政再興年中行事』(『東京大学史料編纂所蔵』)に詳しい(藤田寛氏

『幕末の天皇』講談社選書二六・平成十六年)。

(4) 天明八年(一七八八)正月三十日の禁裏焼亡を奇貨として、光格天皇には式正内裏復古を企図された。裏松光世(法号・固禪)は「宝曆事件」連座で「永蟄居」三〇年間に『大内裏図考証』五〇冊を完成させていたが、焼亡二ヶ月後の三月十六日に参朝之仰を蒙り、同二十五日参内、四月一日造営諮問を受けている(『華族系譜』)。

(5) 院には崩御の後「光格天皇」と諡号されるが、実に「天皇号」は冷泉院以降なぜか中絶、院号のままで推移してきた。これが約九〇〇年ぶりに復活されたのであるから、いかに復古的意識が醸成されていたか知られる。

(6) 寛政度内裏復古への幕府の抵抗は、松平定信の言「宮室の美をなし候ものは、これまた小民の膏血」に端的に示されており、ここには上級武家の教訓画『帝鑑図』と相反する事態への困惑が見てとれる。管見のかぎり京都

御所襖絵『帝鑑図』に「露台借費圖」だけは採用されていない。定信の「勤皇事蹟」と賞される内裏造営には、逆説もある(田原嗣郎氏「松平定信の思想における天皇の地位と寛政期における朝幕の関係についての一考察」『大倉山学院紀要』第一輯・昭和二十九年十二月、藤田寛氏「寛政内裏造営をめぐる朝幕関係」『日本歴史』五一七号・平成三年六月)。内裏造営に関して議奏ら公家衆が御用掛として参画するのも異例なら、幕府老中が直接担当する前例もない。逼迫する幕府財政に対して、朝廷の過大要求を「古制復古」を逆手に掣肘したというのが、関白鷹司輔平と協調路線をとる松平老中の深慮遠謀であったとも見られる(藤岡通夫氏「寛政内裏について」

『日本建築学会研究報告』三二巻二号・昭和二十五年五月)。

(7) 明治二十四年十二月、裏松光世(極位は左少弁正五位下)に対して「贈従四位」の栄典があった。竹内式部事件の雪辱というよりは、維新回天の功績として内裏復古への寄与翼賛が顕彰されたものと考えられる。

(8) 嘉永六年(一八五三)ペリー来航以来、安政二年(一八五五)神宮臨時奉幣では異国船来航の事由ほか、前年「寛政度」内裏焼亡、安政群発地震(①「安政東海地震」安政元年(一八五四)十一月四日、震源を遠州灘沖とするM8.4、死者三〇〇〇人、神宮では内宮古殿地の西側石垣等が崩壊。②「安政南海地震」翌日、震源を土佐沖とするM8.4、死者は数千人規模。③「安政江戸大地震」翌年十月二日、震源を江戸川河口とするM6.9、死者四〇〇〇人)など災害を発端とした。安政五年公卿勅使・三社奉幣に関しては、武田秀章氏「維新期天皇

祭祀の研究』(大明堂・平成八年十二月)に詳しい。これらは所謂「公卿勅使」である。

(9) 近世の例幣使は「使王代」河越氏の慣例であるが、これら臨時奉幣には「神祇伯」白川王氏が差遣されている(藤森馨氏「王氏の終焉と王代河越家の成立」『平安時代の宮中祭祀と神祇官人』大明堂・平成十二年九月)。

(10) 朝廷では「公卿勅使」発遣について、神宮祭主を通じ両宮欄宜に古儀調査方を照会。『二所太神宮例文』『伊勢公卿勅使雜例』には、保安元年(一一二〇)四月二十一日(中右記)同日、『例文』錯誤例、長寛元年(一一六三)六月八日の例が載る。この「獅子形」奉幣の先例は宣命に「御慎」とあり、これは天子が御自身を罪する旨を神宮へ祈謝して謹慎される重儀である。国難にあたり、孝明天皇の為政者としての強い御自覚が伺われる。

(11) 『孝明天皇紀』(宮内省蔵版、平安神宮発行、吉川弘文館・昭和四二年)第三卷・五七九〜五八〇頁。以下同。

(12) 「鏡の御拜」については、前掲・拙稿「天皇祭祀毎朝御拜の来歴(下)」に論及がある。

(13) 村岡正氏「王朝以来の『庭の心』秘めた京都御所」(毎日グラフ別冊『京都御所』昭和五九年)。

(14) 改訂増補故実叢書二三「嘉永年中行事」の四方拜によれば、常御殿にて御手水・御潔斎・理髪された主上は、垂纓冠に襪・白衣・単衣・大口、その上から「常袴」(緋長袴)を仮穿して清涼殿へ移徙、御服の人は広蓋に黄櫨染御袍を載せて随従する。一方、「毎朝御拜」の場合には、常御殿で「御引直衣」に改服。主上は烏帽子をめされなから、御冠は軽便な「御金巾子」(もしくは「垂纓」)

を用いられる。

(15) 年中四箇度の官幣が中絶した代替として、祝言月(正・五・九)の各三日間「臨時御拜」を勤仕される。「毎朝御拜」を再度、潔斎から繰り返す次第で、連続で三日間もしくは隔日三日間。後柏原天皇から臨時御拜が常態化するのには、大嘗会中絶を謝する為である。こうした臨時御拜も、「石灰壇」祭祀の一形態である。

(16) 内々の「東庭御拜」儀など常御所前庭に移される傾向にある。たとえば泉涌寺山陵を御遙拝された文久二年(一八六二)二月六日仁孝天皇十七回聖忌などの例がある。『孝明天皇紀』第三卷、「長橋局記」「村井政礼日記」。

(17) 「祭政一致」思想の展開については、阪本是九氏『明治維新と国学者』(大明堂・平成五年三月)、同氏編『国家神道再考——祭政一致国家の形成と展開』(久伊豆神社小教院叢書四)(弘文堂・平成十八年十月)所収、松本丘氏「近世に於ける祭政一致思想の展開——垂加神道より水戸学へ」、星野光樹氏「幕末維新时期における祭政一致観——会沢正志齋と国学者をめぐって——」。

(18) 慶応三年(一八六七)九月の時点で、いまだ「建武中興」意識であった宮中を、「神武創業」に集約しえたのは玉松操(大國隆正門下)の献策による。谷省吾氏「明治初期の国学者」(『明治維新神道百年史』第五卷)文久二年(一八六二)十一月六日、六人部是香の加賀藩主前田齊泰あて「建言」、矢野玄道の元治元年(一八六四)十二月「建策」。慶応三年(一八六七)五月の神祇伯資訓王「建議」(玄道起草)等。王制復古の直後にも玄道は『献芹詹語』を提出して、律令制「神祇官」復活

を提出して、律令制「神祇官」復活

を主張している（前掲・谷省吾氏「同」）。

(20) 神祇事務局「督」白川資訓、「権判事」谷森善臣以下三人は横滑りしたが、次官「輔」に亀井茲監（津和野藩主）が、三月には「判事」平田鏡胤（篤胤の婿養子）転出に代わり「権判事」福羽美静（津和野藩士）が登用された。

(21) 神祇官行幸の後、ようやく同年十二月十七日に仮神殿が宮城馬場先門内に落成、内陣構成は東座「天神地祇」、中央「八神」、西座「御代々皇霊」であった。

(22) 唯一の権威を帯びるためには、後に四親王家奉斎の「八神殿」までも回収合祀している。

(23) 「年中行事絵巻」（住吉家模本別本糸麿写本・巻二）には、神祇官（もしくは宮内省）礎石基壇上の仮設幄舎での鎮魂祭が見えるが、こうした遺構は豊臣秀吉「聚楽第」・徳川家康「二条城」によって完全に破壊。戦国期にさえ臨時奉幣儀を保持した神祇官故地が破壊された背景に、吉田兼見・神龍院梵舜兄弟の策動を見る説もある（前掲・藤森馨氏）。但し、元和三年「東照権現」贈号奉幣は「神祇官町跡」を用いるなど、必ずしも謀計どおりにはいかず、吉田斎場の「神祇官代」認知は明正天皇即位由奉幣の寛永七年（一六三〇）まで降る。

(24) 「伯家部類」「八神殿」再興の信憑性には吉田家側からの異論もある。ともかく、宝暦元年（一七五一）十一月十一日竣工の伯家「八神殿」は、一条家（摂政・道香）と禁裏（桜町・桃園両帝）の支援のもと「鎮魂祭」再興を目的としたものであった。間瀬久美子氏「白川家と吉田家」（『神道大系・月報八七』平成元年十月）

(25) 新嘗祭は、東山天皇の元禄元年（一六八八）吉田邸内

「宗源殿」において「新嘗御祈」形式で復興。桜町天皇の元文五年（一七四〇）紫宸殿を神嘉殿代として宮中新嘗祭が再興するが、宗源殿「新嘗御祈」と両者併用で幕末に到る。「宗源殿」最期の明治二年（一八六九）「新嘗御祈」は勅使主催で吉田色を薄めたが（後註シンポジウム加茂正典氏レジュメ・「皇學館大學神道研究所所報」第七四号）、翌明治三年に新嘗祭は東京へ移動、翌明治四年の東京齋行「大嘗祭」へと収斂されていく（阪本是丸氏「近世の新嘗祭とその転換」『近世・近代神道論考』弘文堂・平成十九年八月、武田秀章氏「明治大嘗祭の一考察」『維新时期天皇祭祀の研究』前掲）。

(26) 吉田家家老職「鈴鹿家伝襲資料」は平成十七年に皇學館大学へ寄託。平成二〇年一月十二日「平成十九年度皇學館大學神道研究所公開シンポジウム」で研究成果が明らかにされた。（同シンポジウム所功氏レジュメ）

(27) 賢所には南北両朝の神器が併存しており、美静も御処遇に困惑した（『福羽子爵談話要旨』翻刻所収、加藤隆久氏「神道津和野教学の研究」国書刊行会・昭和六〇年七月）。もともと「伯家部類」所引「二条道平公記」に三条西実教卿の談として、虚実二神器の御取扱方が公然の秘密として語られている。

(28) 「内侍所叢説」は、小中村が編集委員長に迎えられた「古事類苑」帝王部などに反映されている。実際、彼の明治二年四月十一日建議「官制議」には、神嘉殿を正殿として八神殿を合祀した「大齋場」構想が見え、美静の下で「宮中三殿」成立に寄与した形跡がある。（前掲・武田氏「維新时期天皇祭祀の研究」）。

(29) 明治五年三月十八日『太政官布告第八十七号』
(30) 明治五年(一八七二)十一月十九日、「八神・天神地祇」
両座を合せて「神殿」と称する旨仰出された(阪本健
一氏『明治神道史の研究』国書刊行会・昭和五八年十二
月)。合祀の時期については、同月二十七日『太政官布
告第三七七号』と遅れる説もある(井原頼明『増補・皇
室事典』富山房)。

(31) 美静失脚説は、明治五年六月十五日付け岩倉具視宛『大
原重実書簡』が物証(阪本是丸氏『国家神道形成過程の
研究』岩波書店・平成六年一月)。問題を「祭神論争」
とからめ、「造化三神」を奉じる薩摩派(八田知紀・伊
地知正治ら)が、天照大神を一神教的に奉じる津和野派
を一掃したとの見解(原武史氏『出雲という思想―近代
日本の抹殺された神々―』講談社学術文庫・平成十三年
十月)には賛成できない。事実、美静は致仕後も議官と
して憲法起草や皇室典範の資料編纂に携わり、旧配下の
黒田真頼ら一派を温存させている。

(32) 明治六年(一八七三)五月五日、女官の失火から旧西之
丸皇居は全焼、主上と「賢所」は旧紀州藩邸「赤坂飯御
所」(同日付太政官布告、前年三月二十三日太政官布告
「赤坂離宮」動座。宮中三殿は、類焼を教訓に西之丸と
濠を隔てた吹上御苑東南部に明治二十一年(一八八八)
十月竣工、翌年一月九日に遷座された。

(33) 『福羽子爵談話要旨』(前掲・加藤氏『神道津和野教学の
研究』所収)は、「賢所」「八神」の同座を懸念している
が、明治二十一年竣工「宮中三殿」では「賢所」と「神
殿」等は各々別棟に建設されている。

(34) 松浦光修氏『大國隆正の研究』(神道文化叢書二六・平
成十三年九月)は、隆正の虚像を精緻な考証で是正して
いる。隆正の「草莽志士の思想的リーダー」的虚像は、
服部之総氏「青山半蔵―絶対主義の下部構造―」(『服部
之総著作集Ⅳ』理論社・昭和三〇年)に極まる。対して、
田原嗣郎氏に「幕末国学の一類型―大國隆正について
断面的考察―」(『史林』第四四巻・昭和三六年)がある。
但し、桂島宣弘氏『幕末民衆思想の研究』(文理閣・平
成十七年六月)も述べるように、藤田幽谷との親交を通
して思想的にも後期水戸学派に近似し、「礼」「忠」を政
治的に結合する弾力性を有していた点、平田学派よりは
隆正に一日の長があった。

(35) 「天皇Ⅱ総帝」論の大國隆正には、幕府崩壊と王政復古
は「よほど意外」であった。隆正の深刻で微妙な立場
は、中国近代化における「康有為」の立場に譬えられよ
う。英国人R・F・ジョンストンの清朝末期見聞録『紫
禁城の黄昏』(中山理氏訳、渡部昇一氏監修、祥伝社・
平成十七年三月)によれば、一八九八年「戊戌の変法」
の百日間は「過激な革命主義者」とされた康有為は、十
五年後には清朝擁護(保皇)のゆえに「頑迷な保守反動」
と看做された。康有為「戊戌変法」、金玉均「甲申事変」
に比して、明治維新の幸運を思わざるをえない。

(36) 『明治天皇紀』宮内庁版・吉川弘文館。
旧習の「発喪日」ではなく「崩御日」十二月二十五日
をもって神式「孝明天皇三周年祭」を紫宸殿で厳修、つい
で後月輪東山陵に親謁された。一方、皇后(一条美子・
はるこ、昭憲皇太后)冊立では、京都御所に近世復古さ

(37) 『明治天皇紀』宮内庁版・吉川弘文館。
旧習の「発喪日」ではなく「崩御日」十二月二十五日
をもって神式「孝明天皇三周年祭」を紫宸殿で厳修、つい
で後月輪東山陵に親謁された。一方、皇后(一条美子・
はるこ、昭憲皇太后)冊立では、京都御所に近世復古さ

れた皇后御殿「飛香舎（藤壺）」があり、正式な立后諸儀には同殿舎が式場とされる必要があった。

- (38) 天皇東幸への抵抗として神宮では山田大路親彦の上訴事件があり、実際に鳥居転倒の報に一部公卿が動揺したのを岩倉や美静が黙殺したという。中西幸氏「伊勢の宮人」（国書刊行会・平成二〇年三月）。

- (39) 関行宮遙拝という妥協は、聖武天皇伊勢行幸の先例拘束による。先には文久三年（一八六三）八月、孝明天皇の神宮親拝が中止されている（前掲・阪本健一氏「明治神道史の研究」）。さらに明治元年の東幸帰路に海路から伊勢行幸、神宮御親拝が再度計画されたが御召艦が整わず中止されている（「神宮・明治百年史」上巻）。

- (40) 神宮・内侍所との相対的関係の如何が問われた一事象であり、今後の争点となる「賢所御体裁」が、まさに顕現化した瞬間であった。（「神宮・明治百年史」上巻、所引「荒木田氏命天皇神宮御参拜行事略記」）

- (41) 获生徂徠は、「洛は共王の居」つまり京都朝廷を前朝と認識、江戸を「興王の地」、將軍を「時王」と看做した（梶山孝夫氏「現代水戸学論批判」錦正社・平成十九年五月、前掲・阪本氏「近世・近代神道論考」）。春秋戦国期の周王は諸侯に共立されて無力であり、しかも「恭」は亡国天子の諡号である。こうした幕藩体制理論を覆すためには、天皇が山城一国から脱して「興王の地」江戸に入城するインパクトが先決問題であった。

- (42) 幕末までに焼失を繰返し、嘉永度再建の御殿が文久三年（一八六三）に焼失、同年に本丸・二之丸も焼亡して、元治元年（一八六四）に応急再建された「西之丸仮御殿」

が幕末最終の將軍御座所であった。

- (43) 松山恵氏「首都・東京の祖型―近代日本における首都の表出」（『建築史学』第四五号・平成十七年九月）

- (44) 宮内庁書陵部所蔵（函号A二一三五）

- (45) 宮内庁書陵部所蔵（函号一七五―一五四四）

- (46) 慶応四年（一八六八）二月三十日、三方国外交代表、フランス大使ロッシユ、イギリス公使パークス（暴漢襲撃により三月三日に延期）、オランダ代理公使ポルスブルックを御所に招き「紫宸殿」において明治天皇は初めて外国人を謁見した。明治元年（一八六八）十一月二十二日のイタリヤ、フランス、オランダ公使、翌日のアメリカ、プロシア、イギリス公使の東京城での謁見では、旧西之丸「大広間」上段に御帳台を設置して対処している。こうした外交儀礼からも旧西之丸御殿「大広間」が内裏「紫宸殿」に擬されている実態が解明される（中山和芳氏「ミカドの外交儀礼―明治天皇の時代―」朝日新聞社・平成十九年一月）。

- (47) 明治四年（一八七二）一月祭主藤波教忠を罷免、五月両宮神主世襲廃止。七月には神祇官に仰せて神宮職制を全改編。以降、新曆採用、五節句廃止など旧式祭典撤廃、「明治祭式」制定、これを「神宮御改正」と称する（「神宮・明治百年史」上巻）。当時の神宮側の反発的空気は、松木時彦「訂正増補正統神都百物語」正編三四「借用舎」（明治三九年五月）に美静への身体的中傷（五尺に満たぬ小男）として揶揄的に表明されている。

- (48) 神宮「神鏡」等を東京宮城内へ奉遷、国家的聖所の創建を模索した所謂「神宮動座問題」については、西川順土

氏「神宮御動座問題」(『神宮明治百年史』補遺・昭和四六年)、秋元信英氏「明治初年の伊勢神宮遷座案」(『神道宗教』第九六号・昭和五四年)、三木正太郎氏「神宮御動座論をめぐって」(前掲『明治維新神道百年史』第五卷)、前掲・阪本氏「近世・近代神道論考」等。一時は美静らをも魅了した動座論は、神武創業「同床共殿」恢復の正論ではあったが、画餅の域を出ない一種空想論である。福羽や浦田らが空論を脱して現実路線に転じ「賢所御体裁」に収束を見出したのに対して、時宜に遅れて動座論に拘泥したのが左院勢力であった。

(49) 近世復古内裏では仮「神嘉殿」再興を強行して寛政三年(二七九)十一月十二日に竣工、同年の新嘗祭に間に合わせた。その後も「神嘉殿」の本格建築化を目指す朝廷と、幕府は紛争を繰り返す(岸泰子氏「寛政度内裏造営以降の内侍所仮殿の造営・下賜と神嘉殿」『日本建築学会計画系論文集』第五九一号・平成十七年五月)。その経緯が反映され、宮中三殿に附属する形で「神嘉殿」が機能的で統一的な建築群を形成しえたと考える。

(50) 『明治天皇紀』第一巻・六一三頁。
(51) 「非蔵人日記」同日条(『大日本維新史料稿本』東京大学史料編纂所蔵)。

(52) 福田和也氏・原武史氏の対談「宮中祭祀から見た皇室」『Voice』平成十七年八月号(平成十八年一月四日付「毎日新聞」)は、「代拝」を維新期祭祀改革への天皇の拒否感と見る。対して、大岡弘氏「明治期皇室祭祀恒例大祭における御代拝の急増をめぐって」(『神道宗教』第二〇四・二〇五号・平成十九年一月)がある。「御代

拝」急増は明治三十一年以降であって、これに拠る福田・原両氏の推論には根本的な誤謬がある。

(53) 明治四十一年九月一日皇室令第一号(内務省神社局編纂『神社法令輯覧』、『神社法令類纂』皇學書院)。

(54) 宮中当直の侍従が翌朝に潔斎改服(淨衣・烏帽子)、陛下のお目覚め(おひる)午前八時)と同時に、仕人(つこうど)を従えて、馬車または自動車で賢所におもむく(小川金男氏「宮廷」日本出版協同・昭和二十六年、米窪明美氏「明治天皇の一日―皇室システムの伝統と現在―」新潮新書一七〇・平成十八年六月)。これより先、賢所では御掃除(賢所・皇靈殿は内掌典、神殿は掌典職)朝御饗を済ませ、八時三〇分頃に御代拝の侍従が到着、当直の掌典補が装束を着て先導するなか三殿を御代参される(高谷朝子氏「宮中賢所物語」ビジネス社・平成十八年一月)。以降の儀礼的沿革について、所謂「永田問題」を本稿は敬遠する。

(55) 宮中三殿の内「神殿」成立が明治五年(一八七二)四月二日と遅れた為、前年十一月改制の「毎朝御代拝」に洩れた可能性もあるが、もともと令制「神祇官」八神殿への祭使派遣の先例はない。その一方で、明治新訂「元旦四方拝」と「宮中三殿」との整合性から見て「神殿」欠落には矛盾を生じる余地があった。昭和天皇には、大嘗祭に先駆けて神事補欠を宸念されたが、第二皇女久宮祐子内親王の昭和三年三月八日薨去による服喪など準度折衷、同年五月十四日「毎朝御代拝」再開に合わせ「神殿」追加の御沙汰に及ばれたものと拝察される。

(56) 前掲・拙稿「元旦四方拝から見た毎朝御拝の成立」

(57) 前傾・拙稿「天皇祭祀毎朝御拝の来歴(下)」

(58) 宮内庁書陵部所蔵「四方拝之事並勤物」(村和明氏「近世の四方拝について」平成十九年九月二十三日「学習院大学研究発表会」レジュメ)

(59) 藤田大誠氏「毎朝御代拝の成立と四方拝の再編」(『近代国学の研究』弘文堂・平成十九年十二月)

(60) 『皇室と神宮』、および同氏「皇室祭祀百年史」(『明治維新神道百年史』第一巻)。明治改定「元旦四方拝」における遙拝対象神社の選定については、明治初年から同五年にかけて立制された社格制度なканずく「勅祭社」選定との関係が想定されるが、後考に待つ。

【追記】編集委員会による初稿査読の結果、「私幣禁断と国民の神宮大麻拝受を同質に取り扱っている点は錯誤ではないか」との稿査意見を頂戴した。この問題については、原稿軽量化につとめる中では意を尽くしえず、別稿をもって再考を期したいと考える。したがって、改定本稿は「毎朝御拝」終焉過程へ論旨を集中した。

(神宮宮掌・皇學館大学神道研究所研究嘱託)